

K-369

鳥海山に関する調査報告書

A report about the Mt.Chokai

—遺跡の試掘調査と歴史的背景に関する報告—

2008.3
山形県遊佐町教育委員会

鳥海山に関する調査報告書

—遺跡の試掘調査と歴史的背景に関する報告—



小竈向道跡
耳飾(1/1)

2008.3

山形県遊佐町教育委員会

卷頭図版 1



1 大物忌神社吹浦口ノ宮
2 鳥海神社 小山新道
3 小倉向浜野

1 鳥海山空撮(吹浦沖から)



2 鳥海山大物忌神社吹浦口ノ宮

巻頭図版 2

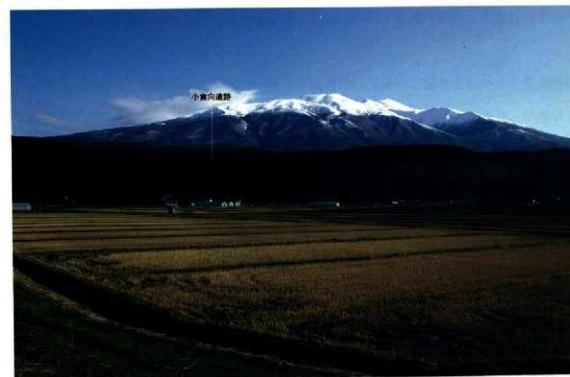


4 丸池神社周辺に残された縄文人の造形

- A 中瀬中葉火薙型土器(柴穂林遺跡)
- B 後瀬後葉深鉢(小山崎遺跡)



巻頭図版 3



序

鳥海山は山形県北西部に位置し、秋田県との県境にまたがり日本海に据野を広げる独立峰の火山であり、その秀麗な姿から出羽富士とも呼ばれ、東北を代表する名山の一つとして親しまれています。

当町は鳥海山南麓に大きく平野部を広げ、鳥海山を水源とする豊富な水量の河川と湧水を背景とした肥沃な地質を形成しています。このような豊かな自然環境を一因として、古くは旧石器時代より人類の足跡が確認されており、特に縄文時代と古代遺跡の多さと内容は特筆に値するものです。

また、鳥海山は古代から現在まで歴史的変遷を経ながらも信仰の山として篤く崇められ、その祈りの文化は当町にとどまらず庄内地方全域、秋田県南部まで広がりを見せ、現在まで様々な形で伝え残されています。

本書は、鳥海山麓における縄文遺跡群分布把握の一助とすべく行った、滴澗川水系の小倉向遺跡試掘調査の成果報告と、古代から現代にいたる鳥海山の歴史的背景に関わる論考に関連資料を添え、鳥海山に関する報告書として集約したものです。

最後に、各種調査、整理作業および本書作成業務にご協力を賜わった関係各位に心から感謝申し上げると共に、本書が今後の文化財保護活動、普及、学術研究、教育活動等の一助となれば幸いです。

平成20年3月

遊佐町教育委員会

教育長 小田島 健男

鳥海山に関する調査報告書

A report about the Mt.Chokai

—遺跡の試掘調査と歴史的背景に関する報告—

[言 文]

1 本書は遊佐町教育委員会が実施した鳥海山に関する調査の報告書である。本事業は、町教育委員会が主体となり、国庫補助（国宝重要文化財等保存修復費補助金：町内遺跡発掘調査等事業）を受けて実施した。Ⅰ部は鳥海山麓に展開する遺跡調査の一環である「小倉向遺跡の試掘調査報告」であり、Ⅱ部が鳥海山の歴史的背景に関する参考文献と資料編で構成される。小倉向遺跡の出土遺物全体の整理報告は次年度以降も継続する。

2 本書の作成にあたっては、「鳥海山史跡調査報告書作成委員会」を設立し、同委員会の指導のもとに実施した。また、内容について文化庁記念物課および山形県教育庁教育やまがた振興課文化財保護室より指導を賜った。

3 鳥海山史跡調査報告書作成委員会の体制は下記の通りである。

委員長 佐藤 哲（東京大学大学院人文社会系研究科教授）

委員 仲野 浩（東北大歴史科大学 名譽教授）

鈴木正樹（慶應義塾大学文学部教授）

伊東英矩（鳥海山大物忌神社 宮司）

調査員 筒井 裕（國學院大學伝統文化リサーチセンター ポストドクター研究員）

調査指導 山形県教育庁教育やまがた振興課文化財保護室

事務局 遊佐町教育委員会生涯学習係

事務局長 高橋勲一（教育次長）

4 小倉向遺跡の試掘調査実績は下記の通りである。

調査主体 遊佐町教育委員会

総括 小田島健男（遊佐町教育委員会教育長）

調査員 佐藤麻衣（日本考古学会会員）

調査員 大川貴弘（遊佐町教育委員会生涯学習係主事 日本考古学会会員）

調査指導 山形県教育庁教育やまがた振興課文化財保護室

事務局 遊佐町教育委員会生涯学習係

事務局長 高橋勲一（教育次長）

現地調査從事者

高橋吉一、菅原二朗、佐藤静恵、鳴瀬敏勝、小野寺博喜

土門加代子（町臨時職員）、松小美登子・太田桃子・後藤美紀（顧不同）

5 小倉向遺跡の試掘調査ならびに出土品整理作業の期間は下記の通りである。

試掘調査 平成19年11月14日～11月21日

整理作業 平成19年11月21日～12月7日

6 現地調査は佐藤健宏と大川貴弘がこれにあたった。

7 出土品（12箱）は、一括して遊佐町教育委員会施設（遊佐町歴史民俗学習館）にて保管している。

8 第Ⅱ部の「鳥海山の歴史の背景に関する論考」では、資料編Ⅰが参考文献集成、Ⅱが古代・中世資料を中心

に「山形県史」古代中世資料1・2より抜粋・集成をしている。近世の資料としては「出羽国一宮鳥海山略縦起」

を抽出した。

9 第Ⅰ部の執筆は調査担当の大川貴弘による。第Ⅱ部の論考は筒井 裕氏（國學院大學伝統文化リサーチセン

ター・ポストドクター研究員）より玉稿を賜った。

10 卷頭の空欄序章は、株式会社小笠原印刷から提供いただいた。

11 本書報告書の編集は友野 翼 大川貴弘の両名（遊佐町教育委員会：生涯学習係）が担当した。

[凡 例]

1 地図・地形図の縮尺・網目用法は各図に示している。遺構はスクリーンショットで示した。

2 小倉向遺跡試掘坑配置図で使用した地形図は遊佐町統合型GISシステムによる。

3 図中で示す方位は磁北である。

4 調査記録時は、要所にベンチマーク（B-M）を設置し、遺物・遺構とともに絶対標高の数値で記録している。

5 土層の観察：記載は「新規標準土色図（2006年版）」（農林水産省農林水産技術会議事務局監修）による。

6 遺物実測図及び拓影図は1/3を基本とし、図中にスケールを付した。

7 本文・挿図・写真図版の番号はすべて一致している。

8 指揮の一部で併記している自治体名称は平成の合併以前の旧名称を用いているが、現状とは異なる。市町の境界と郡界についても同様である。

現地調査から本事業の作成の過程で、下記の諸機関・諸氏によりご指導・ご協力を賜った。ここに記して感謝申し上げる。（敬称略）

小倉向遺跡管理者各位 鳥海山大物忌神社 株式会社芸匠 升川地区公民館 新潟県立歴史博物館 榎橋

敬一 宮内信雄 宮尾 亨

○ 目 次

卷頭図版……………3

序 文……………7

例言・凡例……………8

I 部 小倉向遺跡試掘調査報告……………11

II 部 鳥海山の歴史的背景……………19

資料編 I 鳥海山に関する参考文献……………50

資料編 II 鳥海山に関する史料(抄)……………57(1)

卷頭図版目次

卷頭図版 1 鳥海山空撮・2 大物忌神社吹浦口ノ宮……………3

卷頭図版 2 3 信仰の泉 丸池・4 丸池神社周辺に残された鵜文人の造形……………4

卷頭図版 3 5 小倉向遺跡空撮・6 小倉向遺跡遠景……………5

挿図表・写真図版目次

I 部 小倉向遺跡試掘調査報告

挿図

図1 小倉向遺跡周辺の地形と鵜文遺跡群……………11

表

図2 試掘坑の配置図……………13

写真図版

図3 試掘坑の遺構検出状況……………14

写真図版 1 試掘坑の調査状況……………16

図4 試掘坑の出土土器……………15

写真図版 2 出土遺物……………17

図5 現地調査から得られた主要な土器資料……………18

II 部 鳥海山の歴史的背景

挿図

第1図 鳥海山大物忌神社の主要な社殿の位置と旧社家の分布（平成期）……………41

第2図 明治期における鳥海山山中の配所……………42

第3図 吹浦宗徒と廻岡宗徒の遷壇対象地域（1929～1932年）……………43

第4図 鳥海山大物忌神社の登拝講の分布（2000～2001年）……………44

第5図 山形県藤島町巴八色木集落における登拝講の加入世帯（2000～2001年）……………45

表

第1表 古代における大物忌神に対する信仰……………40

写真図版

写真1 庄内地方から見た鳥海山（2001年）……………46

写真2 鳥海山大物忌神社吹浦口ノ宮（2001年）……………46

写真3 鳥海山大物忌神社廻岡ノ宮（2007年）……………46

写真4 丸池（2007年）……………47

写真5 登拝講のヒアゲ行事の様子（2000年）……………47

写真6 代参者決定用の神籤（2000年）……………47

I部 小倉向遺跡試掘調査報告

遺跡名称 小倉向遺跡（おぐらむかいいせき）

遺跡番号 2241

所在地 山形県飽海郡遊佐町直世字小倉向・同高ノ上

調査主体 遊佐町教育委員会

調査員 佐藤慎宏 日本考古学協会会員

大川貴弘 遊佐町教育委員会生涯学習係主事 日本考古学協会会員

現地作業従事者 富樫栄吉・菅原二朗・佐藤静雄・鳴瀬敏勝・小野寺博喜

土門加代子（町臨時職員）・小松美登子・太田桃子・後藤美穂（順不同）

調査期日 現地作業 平成19年11月14日～11月21日（実働6.5日）

整理作業 平成19年11月21日～12月7日（実働11日）

調査起因 鳥海山（遊佐町域内）の遺跡等分布調査・学术調査及び報告書作成事業

遺跡環境

遺跡は鳥海山西麓台地上、西流する滝淵川右岸に属し、南北を沢で区切られる。西方庄内平野に向け緩やかに傾斜するが、概ね平坦な地勢を成す。丘陵を形成する安山岩碎屑物は鳥海山形成期の第IIaステージ（滝淵川溶岩）の堆積とされ、遺跡中心部の標高は約50mを測る。遺跡直下を流れる滝淵川の清流には例年鮭の溯上が見られ、下流約1.3kmの升川採捕場では年間5万匹以上の溯上が見られる。日本海に注ぐ河口までは直線で2.6kmである。

本遺跡を含む一帯は古くは町教委による昭和36年発刊「遊佐の歴史」にも小倉向・上の山として記載されているが、昭和51年の町教委の分布調査では本遺跡と山居遺跡（遺跡番号2242）が川を隔てて隣接する様相として報告され現在に至る。しかし、表面踏査による調査であることに加え、地元住民の採集遺物には、なお台地上に遺跡が散在すると考察すべき時期差のある縄文遺物が「直世山出土」として混在する様相が見られた。本遺跡の西方1.6kmには国史跡指定を目指し継続調査中の低湿地性縄文遺跡である小山崎遺跡が存在し、双方の縄文集落間の関連性の観点からも、一帯の縄文遺跡群として、遺跡の性格を把握する必要が生じた。



図1 小倉向遺跡周辺の地形と縄文遺跡群(1/50,000)

試掘状況

地籍図に基づく任意の基準点(NSOEWO)を設置し、 1×1 mの試掘坑を原則10m間隔に設置する押壙方式を採用した。遺跡の範囲が不明瞭の為、原点から四方へ拡散する形で試掘坑は展開している。面面記録では遺跡を東西に二分する升川林道に標高基準点(50.02m)を仮設し、海拔高によるデジタルレベル計測を実施した。

試掘結果

調査は例年ない早い降雪の襲来により、ほぼ全日程で悪天候となったが、林間による風雪の緩和により30地点の試掘を実施した。約90%に当たる27ヶ所から縄文時代中期中葉を主体とする遺物を検出している。

まとめ

試掘の結果、升川林道の西方、滝淵川とその北方に西流する沢に挟まれた最大南北幅約100mの範囲に遺跡が存在することが判明した。およそ集落の大きさや遺構・包含層の分布状況を認識できたと言えるが、調査日程の制約により、北方と西方の遺物出土限界点を確認するには至らなかった。やや拡大する可能性を考慮すべきであるが、100m程度の東西幅を大きく超えることはないと考えられる。W30以西、N10以北でやや土壠の影響が確認されたものの、全体として包含層の残りは非常に多く、層厚1mを越すような深さの遺構底部で、非常に高い硬度を持つ確実な住居床面と考えられる地点も確認できた(N10E W0)。遺物としては、東北南部大木8a式期の深鉢形土器(資料A)等が個体復元可能な状態で検出され(S20W20)、本集落の主導的な時期を示している。量的には多くないが、先行する大木7b式(図4-8~12)より生活の痕跡が認められ、後続の中末期、後期初頭の磨削縄文・捺糸を地文に持つ遺物も散見される(18~22)。後期初頭以降の縄文人の痕跡は今回の試掘では殆ど認められず、僅かに試掘坑S30W20地点で晚期の土器片(24~25)が数片検出されたのみである。

特筆すべき遺物として、S20W20出土の火焰型土器様式の王冠型土器片(実測図-23)が上げられる。波状口縁頭頂部のみの出土であるが、口唇にリップ状の張出しが認められるなど、在地の大木式ではみられない特徴を持つ。信濃川中流域に本拠地を持つ火焰型土器様式の遺物がこの遺跡にも持ち込まれている事実は重く、北陸系統の新保式土器の検出と合わせて、栗島、飛鳥、男鹿半島へと繋がる海の道とその遺構としての島海山の存在を重要視する必要性を更に深くした。島海山域の調査が進行すればさらなる同種の遺物の検出が予測される。

終わりに

降雪時期に入ってからの厳しい条件下での試掘調査、整理作業になり、作業に従事した方々には大変な労をおかけすることになった。調査最終日の撤収作業直後の大雪に間に合ったのは奇跡的なスケジュールでもあった。試掘の許可を判断いただいた地権者の方々にも感謝申し上げなければならない。時間的制約から、出土遺物の詳細な報告は後日、機会を得て報告したい。また、王冠型土器片の鑑定に際しては、新潟県立歴史博物館学芸課の宮尾亨氏と研究協力者の宮内信雄・榎本剛治の各氏にご尽力いただいた。未筆ながら記して感謝申し上げる。

主要参考文献

- 戸沢充則 1994『縄文時代研究辞典』東京道出版
- 結城豊太郎 1961『遊佐の歴史』遊佐町教育委員会
- 沼曾 亘・阿部恭平・石原正敏 1998『笠山遺跡発掘調査報告書』十日町市教育委員会
- 阿部明彦・佐々木洋治・佐藤正俊 1984『水木田遺跡発掘調査報告書』山形県教育委員会

表1 試掘坑出土の遺物と構造

	W90	W80	W70	W60	W50	W40	W30	W20	W10	WE0	E10	E20	E30	E40	E50	E60	E70
N50									g1		17.1						
N40																	
N30							4	42	15	13	41.4	21.1					
N20									5	4	10.6	6	45.3	11.1	8.1		11.2
N10											SX	SP					
NS0																	
S10														42.1			
S20																	
S30																	
S40																	

図注 1.網掛けの試掘坑は日本測地データ(X=103147.55 Y=79329.82を原点として、X軸に東西(E-W)距離、Y軸に南北(S-N)距離で
2.土壠とは土堤、石壠は石垣片の他、磨石等の廢棄石等を含め、遺構にはピット・土壠・伊弉・堆土・床面等をカウントした。
3.E30以南は升川林道東側の傾斜やかな裏側地帯となる。
4.土壠の出土量100kg以上、石壠の出土量30kg以上と遺構堆積の試掘は網掛けを異にする。

土壠
石壠
遺構

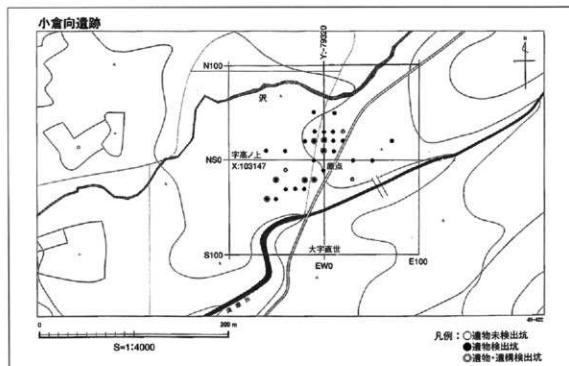


図2 試掘坑の配置図

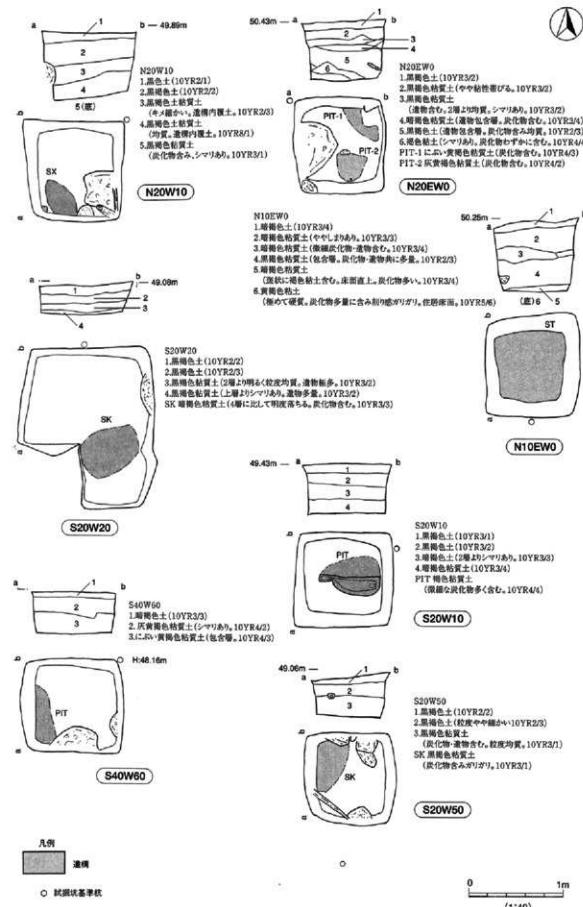


図3 試掘坑の遺構検出状況

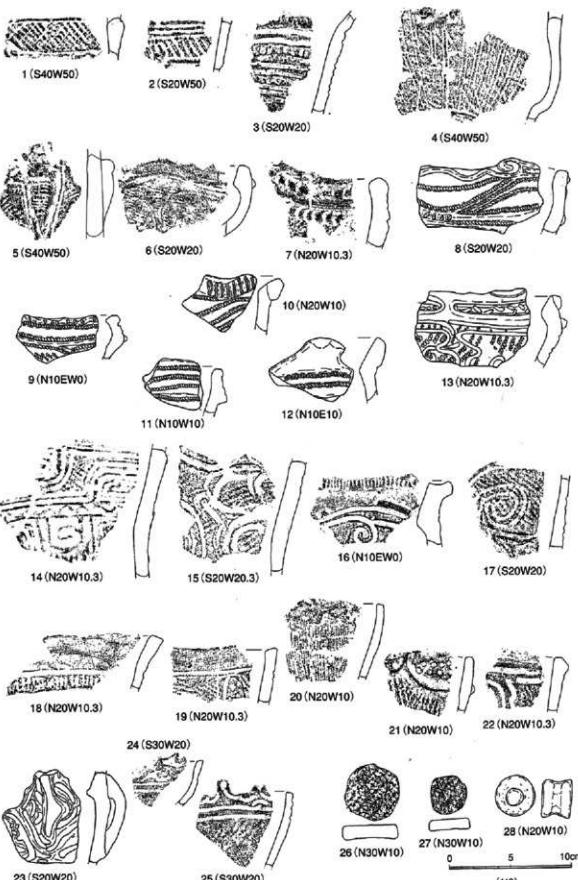


図4 試掘坑の出土土器

写真図版 1



1. N10EW0床面直上(南東から)



2. 遺物出土状況(N10EW0)



3. N10E10(南東から)



4. S20W20



5. S20W20(遺物検出状況)



6. N20EW0



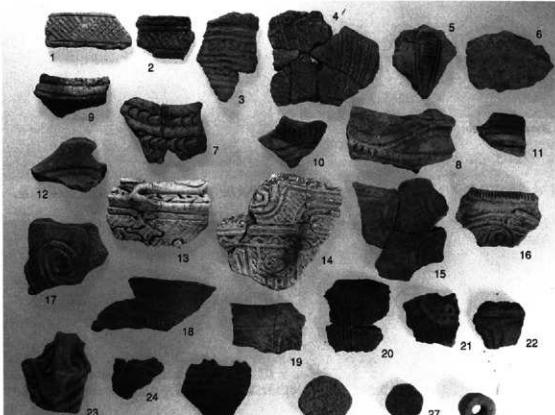
7. 遺跡近景(南から)



8. 深耕出土状況(S20W20)

試掘坑の調査状況

写真図版 2



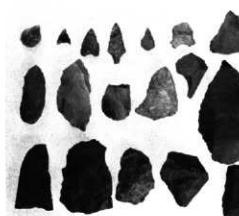
9. 出土土器・土製品



10. 耳飾 S=1/1



11. 磨製石斧



12. 打製石器



13. 磨石・凹石

出土遺物

写真図版 3



14. 深鉢A-1 (S20W20) ※A1~3は摺合資料



15. A-2



16. A-3



17. 深鉢B (S20W20)



18. 深鉢C (S20W20)



19. 素目資料:王冠型土器片 (S20W20)

23



20. 深鉢D (NS0W10)



21. 麻溝文土器片 (N20W10)

22. 北陸系の土器 (S20W20)

主要な土器資料

II部 島海山の歴史的背景

はじめに

島海山(2,236m)は山形県と秋田県の県境に位置し、そのコニード型の秀麗な山容から「出羽富士」とも呼ばれる(第1図、写真1)。この山岳は、古くから山形県庄内地方・秋田県由利地方の人々の信仰を集め、夏季には多数の参拝者が訪れてきた。山から流れ出す豊富な清水は山麓の人々に豊かな農業の恵みをもたらし、冬になると川には鮭が遡上した。古代から現在に至るまでの間、島海山そのものを「大物忌神」とみなし、祀ってきたのが「島海山大物忌神社」(山形県鶴岡市遊佐町鎮座)である¹⁾。同社は島海山山頂の「本殿」、および、ふたつの里宮(吹浦口ノ宮・藤岡口ノ宮)の3社で構成される(写真2・3)²⁾。本稿では、島海山の信仰史の概要とともに、現在、この山岳が地域社会でいかなる役割を果たしているかについて報告することとした³⁾。

I. 古代・中世における島海山信仰

1) 古記録にみられる大物忌神の特徴

島海山大物忌神社の社伝によると、同社の創祀は景行朝、または645(欽明25)年にまで遡るとされるが、史料からその詳細を明らかにすることはできない。だが、同社の主祭神である「大物忌神」の名が、『続日本後紀』や『三代実録』などの六国史に13度も登場している点から、平安時代には島海山が重要な信仰の対象となっていたことがわかる。大物忌神の文献上での初出は、「続日本後紀」の承和五年五月十一日条の「奉授出羽國從五位上熟五等大物忌神正五位下」という記述である。これ以後、大物忌神に関する記録は徐々に増加する(第1表)。古代における大物忌神の特徴は以下の2点に集約できるであろう。

①島海山が噴火する、出羽国内で石鎚が降るなどの「靈験」を発動して、「南方の賊」と交戦中の遣唐使一行を支援したり、兵乱や疫病の発生を予兆したりするなどして、国家

に利益をもたらす（弘仁年間・承和7年・元慶8年・仁和2年）。

②大物忌神に対する祭祀を疎かにすると（報賽を行わない、鳥海山山中に遺体を放置するなど）、天候を悪化させて官軍を混乱に陥れる、鳥海山を噴火させるなどして、その神徳を「報復」という形で発動する（貞觀13年・元慶2年）。

以上から、古代の大物忌神は、国家運営に関わる重要な出来事を幾度も予言する靈験あらたかな神である一方で、同神に対する祭祀を疎かにした場合、敵方を支援し、噴火するなどして国家に甚大な損害を与えて祟る、恐るべき存在として認識されていたと言える⁴⁾。

朝廷は、反乱が頻発する東北地方の動向を鑑みて、「大物忌神」を積極的に慰撫し、その神徳を確実に得ることができるよう努めた。その様子は、確認し得るだけでも、朝廷が7回も大物忌神の神階を昇進させたことや（第1表）、現在の吹浦口ノ宮を862（貞觀4）年に官社に、そして10世紀に式内社に列格するなどして、他の神々に比べてはるかに厚い待遇をもって祀っていたという事実から把握できる（史料①・②⁵⁾）。

史料①『三代実録』862（貞觀4）年

詔以出羽國正四位上勅五等大物忌神、預之官社

史料②『延喜式神名帳』927（延長5）年

出羽國九座 大二座 小七座

飽海郡三座 大二座 小一座

大物忌神社 名神大 小物忌神

月山神社 名神大

2) 中世の記録にみられる鳥海山信仰……………

鳥海山は、修験者が活動の拠点とした山岳であった。彼らが鳥海山を修行の場とし始めた年代は明らかにされてはいないが、戸川（1977）は、山中から出土した和仁口の存在から、1342（暦応5）年には修験者が鳥海山祭祀に関与していたと推測している（史料③）。

史料③和仁口の銘文

奉懸島海山和仁口一 右意趣者藤原守重息災延命如意數白

暦応五年壬午七月廿六日

中世の鳥海修験関連の記録は極めて少なく、動向については不明瞭な点が多い⁶⁾。だが、現在の吹浦口ノ宮の前身となる「出羽国両所宮」（以下、「両所宮」と記載）に関して、1220（承久2）年の北條氏維掌奉書（史料④）、および1356（正平13）年の北畠顯信寄進状（同⑤）の2点の記録が残されており、当時の有力者と両所宮との関係を垣間見ることができる⁷⁾。なお、文書中で現在の吹浦口ノ宮が「両所宮」一すなわち2柱の神が坐す宮⁸⁾と記載されているのは、この社では、古代から鳥海山の神「大物忌神」と月山（山形県東田川郡）の神「月山神」⁹⁾の2柱を主祭神として祀ってきたことに由来する。

史料④北條氏維掌奉書（吹浦口ノ宮所藏）

出羽国両所宮修造之事、不終其功之由、神主久永訴申之間、去建保六年十二月為催促、雖被遣雜色正家、故右大臣殿（源実朝）御大事出来之間、正家不遂其節帰参、然而有限修造依不可黙止、為催促所被遣雜色真光也、無懈意可終其功之状、依陸奥守殿御奉行、執遠如件

承久二年十二月三日

散位藤原 花押

散位三善 花押

北目地頭新留守殿

(() は筆者注)

史料④は、1220（承久2）年に陸奥守北条義時の命に基づき、藤原氏・三善氏が「北目地頭新留守」（現在の遊佐町北目）に送ったもので、庄内地方最古の文書とされる。將軍実朝は北目地頭の新留守氏に「出羽国両所宮」の修繕を指示していたが、作業が完了しなかつたため、両所宮の神主久永はその継続を幕府に求めた。久永の訴えを受けて、幕府は造當を終了させるべく、雜色正家を派遣する。ところが1119（承久元）年に実朝の暗殺事件が発

生し、正家は作業半ばで帰還せざるを得なくなる。翌年、幕府は催促として緑色真光を北目地頭の新留守氏のもとに送り、遅滞している修繕作業を速やかに執行するよう、彼を促した。当時、幕府が両所宮の造営に深く関与したのは、出羽国の人々の精神的な拠り所である「両所宮」を保護することにより、朝廷・幕府双方の勢力下にあった同地に対する支配力を強めるためであったという。

史料⑤北畠顯信寄進状（吹浦口ノ官所蔵）

奉寄進

出羽國一宮両所大菩薩

由利郡小石郷乙友村事

右、為天下興復、別而陸奥出羽國兩國靜謐、所奉寄進之狀如件、

正平十三年八月卅日

從一位行前内大臣源朝臣 花押

史料⑤は、1358(延文3)年に南朝の重臣北畠顯信が、天下再興と陸奥國・出羽國の平和を祈願するため、由利郡小石郷乙友村（秋田県本荘市）を両所宮の「両所大菩薩」に寄進したことを示す記録である。「両所大菩薩」とは、大物忌神の本地にあたる樂師如来と、同じく月山神の阿弥陀如来のことである¹⁰⁾。この寄進が行われる約20年前の1341(暦応4)年、顯信は從三位中将兼陸奥介鎮守大將軍として、北朝の拠点である多賀城の攻略を試みた。彼は栗原郡三迫（宮城県）で北朝側と交戦するが、敗北して滴石城（岩手県）に逃れる。1351(觀応2)年に多賀城を奪うに至るが、翌年、北朝の攻撃を受けて落城する。その後、顯信は浪岡（青森県）に逃れ、同地で上述の寄進を行ったと考えられている。この寄進にも、南朝側の勢力拡大という政治的意図が含まれていたとされるが（伊藤 1997）、東北地方を転戦した南朝の武将が一村を神仏に差し出し、同地の平安を痛切に願っていたという事実は非常に興味深いものだと言えよう。なお、彼が崇めた両所宮の2体の仏像は、明治初期の神仏分離の際に破壊を免れるべく、松葉寺（遊佐町女鹿）へと密かに移され、以来、同

寺の本尊となっている（阿部1931）。

以上述べたように、中世の鳥海山信仰については、「両所宮」、あるいは「両所大菩薩」と政治的有力者との関係を示唆する数点の記録が残されているに過ぎない。だが、中世の有力者が、両所宮への積極的な関与を通して、東北地方における勢力の拡大を図っていた一方で、戦乱で荒廃した同地の平和を両所大菩薩に祈願していたという事実を示すこれらの記録は、我々に、当時の人々の鳥海山と月山に対する世俗的・宗教的関心がいかに高かったかを伝えてくれる貴重なものだと言えよう。

II. 近世における鳥海修験の実態

近世に入ると、修験勢力は鳥海山山麓の6集落—山形県吹浦・蕨岡、秋田県小滝・院内・滝沢・矢島—に定着した（第1図）¹¹⁾。佐藤（1977）によると、近世における鳥海修験の世帯数は、吹浦が29（25衆徒・3社家・1巫女家）、蕨岡が33（33衆徒）、矢島（矢島町・鳥海町・東由利町を含む）が31、小滝（象潟町・金浦町・仁賀保町を含む）が18、院内が15（12衆徒・3社家）、滝沢が13であった。これらの修験勢力は連携して一山組織を形成することはなく、集落ごとに鳥海山を祀っていた。この時代の鳥海修験の実態については、修行や行事の内容、および、衆徒間において発生した鳥海山の支配権をめぐる争いなどが史料から把握できる。本章では、最初に、鳥海山大物忌神社の年中行事の基盤となった吹浦衆徒・蕨岡衆徒の修行や行事の概要について、次に鳥海山の支配権をめぐって勃発した勢力争いの経緯について記す。

1) 修行と行事

(1) 吹浦衆徒の行事

近世の吹浦衆徒は、鳥海山山中で峰入り修行を行っていた蕨岡衆徒とは異なり（後述）、山麓（両所宮）での行事の執行に比重を置いていた。この点を明らかにする重要な資料のひとつとして、書状「乍恐口上を以申上候」（吹浦口ノ官所蔵）を擧げることができる（神田編1996収録）。これは、1705（宝永2）年に吹浦衆徒（學頭神宮寺）が寺社奉行に宛て

て送った訴状で、その一部に、当時、彼らが行っていた行事に関する記述が含まれている（史料⑥）。

史料⑥書状「乍恐口上を以申上候」（吹浦口ノ宮所蔵）

鳥海山大物忌神之神事規式吹浦にて古来より勧來候事

- 一 大物忌祭礼ハ、①極月大晦日より正月八日迄神宮寺両所山大権現秘法を以護魔修行仕候、
惣修徒ハ柴燈を焼き、諸経・諸真言ニテ昼夜共ニ講堂ニ相詰候て、勤行仕候
- 一 ②同正月五日之牛王道師神宮寺くた粥吉凶を以、五穀一切之薬物等、或ハ十二月之天氣・
風・雨之次第を知り、其年之善惡を考へ候事…（中略）…
- 一 鳥海山大物忌御本社、則本地藥師如来ニ御座候、③依之四月七日より八日迄神宮寺講
堂ニ相詰候て、藥師秘法を以勤行、惣衆徒法事、龍部・龍王之大小之舞、衆徒八人ハ
両所宮へ罷登り田楽舞相動、社人共ニ相詰神事之規式仕候事
- 一 ④月山之神社、本地阿弥陀如来、六月十四日より十五日迄如毎之神事之規式、学頭・
衆徒・社人共ニ不残罷出候て、法式相詰申候、五穀為成就之六月朔日ニ神酒ヲ作り、
同十五日ニ両社之神前ニ奉供、虫祭ノ御祈祷仕候、社人共其節ハ祝詞を上、鳥海山
出羽一之宮神事由來往古より吹浦にて如斯ニ相勧來候事…（中略）…

宝永武年乙酉九月

寺社御奉行所

両所山…（略）…

（以上、数字・下線は筆者補入。全文は神田編（1996）を参照）

この記録から、吹浦衆徒は、大晦日から元旦にかけて、薬師如来（鳥海山）と阿弥陀如来（月山）の秘法をもって護摩祈禱を修業したり、勤行を行っていたりしたこと（①）、1月5日に、新年の作柄と天候を把握するための粥占いや（②）、6月15日に阿弥陀如来

に神酒を供えて虫除の祭典を執行するなどして（④）、五穀豊穫を両所大菩薩に祈願していたことがわかる。さらに、871（貞觀13）年4月8日に鳥海山が噴火したことになみみ、4月7・8日には秘法の修業・勤行・舞（花笠舞）の奉納を行い、薬師如来を祀る祭典を執行していたこと（③）が把握できる。これらの行事は、明治初期の神仏分離によって、②が「管粥神事」（1月5日）、③が「大物忌神社例大祭」（5月4・5日）、④「撰社月山神社例大祭（御演出神事・玉酒神事）」（7月14・15日）として吹浦口ノ宮において神式で執行されるようになり、今まで継続されている。

（2）蕨岡衆徒の修行

蕨岡では多くの修業関係文書が残っていることから、近世の修行の具体的な内容と一緒に修業で重要な峰入りを知ることができる（これらの文書の内容については、神田により子氏による一連の研究を参照）。当時、蕨岡衆徒が行っていた行事は、彼らが一人前の修験者（大先達）となるための修行（胎内修行）を中心に構成されていた。

蕨岡衆徒が大先達となるには、彼らが3～33歳までの間に、修験者として次の数々の修行を経験しなければならなかった。3～6歳（懐児）の間は、若手の修験者に抱かれて舞台上で法役を、7歳のときは見舞の舞手を務める。15歳まで舞楽（童耶礼・童法・壇内入など）に奉仕し、16歳になると剃髪して度得を受け、「新客」として峰入りに初参加する。17歳で「問館」の、18歳で「小木」の大先達として、合計3度の峰入りを済ませておく。33歳に「先途」として4度目の峰入りつまり「胎内修行」一を果たすと、「大先達」となる。「胎内修行」は8月28日から翌年5月3日にかけて、以下の4段階の日程をもって実施されていた。

①8月28日～12月初旬：8月28日に、先途は自らの模擬的な葬式「病結の葬」を執行する。

その後、先途は約100日間、自坊に籠って修行を行う。

②12月7日～1月7日：先途は蕨岡の下居堂・大堂で、通夜・夜籠を数度勤める。また1月7日には、彼は神札「牛王宝印（牛王）」を手にして加持祈禱を修める。翌日、先途は祈禱で浄めた牛王宝印を他の衆徒に手渡す。各衆徒は、これらを崇敬者に配布するために、春の擅廻活動を開始する（Ⅲ参照）。

③3月3日～3月24日：3月3～17日は、蕨岡衆徒にとって最も重要な行事とされる「御幣立」・「祓誠」の準備期間にある。この間、御幣の作成、初見えとなる懐児・新客・舞楽奉仕者の披露、舞楽の練習が行われた。3月18日早朝に、先途は月・日・12カ月を象徴した巨大な御幣の動きをコントロールし、修行で蓄えた自身の體力の強さを社会に誇示する儀式「御幣立」を行う。これは、陰陽和合による再生をも意図したものである。その後、彼は「大先達大日」の覚位を受け、「祓誠」の秘法を修めて即身成仏の達成を目指す。その後、先途は24日まで松岳山の峰中堂（修行道場）で断食の行に入る。

④3月25日～5月3日：3月25～29日の間、他の衆徒は自坊で峰入りのための前行として断食固め・断食を済ませてから、先途の籠る峰中堂に入る。俗人を交えての10日間の修行を終えると、先途をはじめとする蕨岡衆徒は、一王子（蕨岡集落の大堂と末社）・二王子（杉沢集落の熊野堂）・著王子（鳥海山四合目）の周辺域で17日間にわたる回峰行を開始する。彼らは4月下旬に秘法を修めると、5月1日に峰中堂を出て帰宅する。同3日、先途は親類縁者を招待して宴を開くと、長期間に及んだ修行を終えたことになる。以上の長期にわたる通過儀礼を経てはじめて、先途は「一人前の修験者」としての社会的な位置づけを獲得した。これらの修行の中で重要視されてきた行事「御幣立」は、現在、蕨岡口ノ宮の例大祭（5月3日）においても行われている（「大御幣祭」）。これは、現代に生きる我々が近世の蕨岡衆徒の歴史の連續性をうかがうことのできる、極めて貴重な機会となっている。

2) 衆徒間の対立

吹浦衆徒・蕨岡衆徒の例にみられるように、近世の鳥海修験は集落ごとに独自の形態で鳥海山を祀っていた。集落は連携関係を構築するには至らず、鳥海山の支配権をめぐってしばしば衝突した。その中でも、17世紀半ばの吹浦衆徒・蕨岡衆徒間の、そして18世紀初頭の蕨岡衆徒・矢島衆徒間の対立は大規模なものであった。とくに後者が原因となり、現在のように山形県側が鳥海山祭祀の中心地となるに至った（紹崎1952）。以下、これらふたつの対立問題の経緯を記す。

（1）吹浦衆徒と蕨岡衆徒の対立

吹浦衆徒と蕨岡衆徒の「鳥海山をめぐる争い」が記録上にあらわされるのは、17世紀半ばのことである。これ以前から、蕨岡衆徒は鳥海山山頂で大物忌神を直接的に祀る「鳥海山權現堂」（現在の「本殿」に該当する。以下、これを「權現堂」と記す）を独占的に運営し、強勢を誇っていた。彼らは松岳山山中の峰中堂を活動の拠点とし、「松岳山觀音寺」という山号を用いていた。一方、吹浦衆徒は、両所宮を鳥海山山頂の權現堂を遷座し、さらに月山の神を勧請した場だと唱えていた（山号は「両所宮神宮寺」）。吹浦衆徒は權現堂の運営には一切関与し得なかったことから、勢力的には蕨岡側よりも弱い立場に置かれていた。

このように、当初、吹浦衆徒と蕨岡衆徒は各々が鳥海山の祭祀権に関しての正統性を主張するにとどまっていたが、17世紀半ばに蕨岡衆徒は守札に「鳥海山」という山号を用いたり、吹浦側からの鳥海山参拝者を差し止めたりするなどして、名実ともに鳥海山の支配権の掌握を試みるようになる。自らを「鳥海山別當」と認識してきた吹浦衆徒は、「松岳山觀音寺」を山号とする蕨岡側の「暴挙」に猛反発し、彼らと激しく衝突する。その結果、両衆徒は自らの鳥海山の祭祀権に関しての正統性を公的に承認してもらうべく、1654（承応3年）に庄内藩と江戸幕府に訴え出る。

江戸寺社奉行は、蕨岡衆徒が守札に「鳥海山」と記す慣習があった事実を確認したうえで、山号「鳥海山」の使用を認めるとともに、吹浦側からの参拝者を差し止めてはならないと通達し、この問題を解決させた¹⁰⁾。その後、1655（明暦元年）に、両衆徒間で牛王・札守の山号の表記について、蕨岡衆徒は牛王に「松岳山牛王宝印」、札守に「鳥海山学頭坊（または鳥海山別當）」と、吹浦衆徒は牛王に「両所山牛王宝印」、守札に「鳥海山」と記すことを相互に認め合うという取り決めをした（阿部1952、67-68、取替手形之事）。

この一件は、吹浦衆徒と蕨岡衆徒が「鳥海山の正統な祭祀権」を掌握して、勢力の拡大を試みたことから発生した事件であった。だが、その解決策は、從来の両者の勢力関係に変化を生じさせるほどのものとはならなかった。權現堂の祭祀・運営権を有する蕨岡側は、その後も依然として強大な勢力を保持し続けることとなる。

(2) 矢島衆徒と蕨岡衆徒の対立

吹浦・蕨岡衆徒間の勢力争いから約半世紀を経た元禄年間に、今度は矢島藩（1万石）の矢島衆徒と庄内藩（16万石）の蕨岡衆徒が、権現堂の造営権をめぐって激しく対立する。先述のように、権現堂は蕨岡衆徒が単独で運営していたが¹¹⁾、20年ごとに実施される権現堂の立て替え（式年造営）の際には、矢島・小滝・蕨岡衆徒で費用を負担し、蕨岡側に造営作業を一任することが慣習となっていた¹²⁾。

ところが1701（元禄14）年8月、矢島衆徒はその本山にあたる三宝院（当山派修驗總本山）に、「鳥海山ハ峰通り迄由利郡」（山頂は矢島領）であることから、そこに鎮座する権現堂を自身で造営したいと出願する。矢島側の動きを受けて、蕨岡衆徒は三宝院に対し、鳥海山山頂部は庄内領に属すると主張した。さらに彼らは、権現堂の造営時には矢島衆徒・小滝衆徒から造営費の一部を提供してもらう慣習はあるが、古くから造営作業は蕨岡側が単独で担ってきたと述べ、矢島側の「暴挙」を激しく糾弾した¹³⁾。

双方の意見を吟味した当山派修驗婆頭鳳閣寺は、従来の慣習通り、蕨岡側に権現堂の造営作業を担当させ、その際には矢島衆徒が負担金を提供しても構わないという結論を出す¹⁴⁾。また鳳閣寺は、権現堂の帰属については、「領境之義ハ法式之義ニ無之故……尤地面之義此方不能裁断候間、重而嶺境相知候ハバ其節双方より可申出」（遊佐町史編さん委員会編1977、138-140、（五）判決文）と述べ、自らは「法式上（宗教上）」の問題を限定的に扱う機関に過ぎず、境界問題については言及し得ないとし、判断を避けた。

この問題は一見解決したかのようにみえたが、1703（元禄16）年6月に執行された権現堂の遷座祭での騒動で再燃した。遷座祭の最中に、矢島衆徒の頭禪福王寺が、権現堂の棟札に記された「権現堂は飽海郡に鎮座する」という一節を声高に読み上げたという（遊佐町史編さん委員会編1977、141-144、（六）乍恐以書付御訴訟申し候事）。これを聞いた矢島の百姓たちは堂内に乱入り、「ここは由利郡であるはずなのに、棟札には飽海郡と書いてある」と騒ぎ立て、棟札を略奪し、祭典の執行を妨害した。蕨岡衆徒は棟札を奪還したが、この騒動の背景には矢島衆徒と百姓との示し合わせがあったと考え、事件の再発を防止するためにも、矢島側を鳳閣寺に訴えた。これに対し、矢島衆徒は百姓たちと遷座祭の妨害を計画したことを否定し、問題を解決するためには、権現堂の帰属を明らかにすることが

先決だと反駁する。同年10月、鳳閣寺は、幕府作成の国絵図に鳥海山の所有藩が不明瞭な状態で描かれていた点を考慮し、従来の慣習通り、棟札には「飽海郡」と記載するよう指示するにとどめ、自らは「嶺境問題」に関する言及を再び回避した。

1703（元禄16）年12月、この問題は「莊内矢島両藩の国境に関する重大事件なるを以て、矢島藩は到底之れを以て黙止する能はず、更に方法を替えへて矢島領内百姓の名を以て社寺奉行に訴出」（阿部1931）るという事態にまで発展する。この訴訟は行政問題として処理されて、最終的には評定所へと回され、矢島・蕨岡衆徒はその判断を仰ぐことになった。1704（宝永元）年9月、評定所は、「大物忌神社之事延喜式三代實錄ニ出羽國飽海郡大物忌神社ト戴之（遊佐町史編さん委員会編1977、153-154、（一五）裁決ノ因面ニ裏書セル裁決文）」という正史『三代實錄』の記述などを根拠に、鳥海山の山頂部を飽海郡一つまり庄内藩領一と、そして鳥海山北麓七合目以北を矢島領と定めるという判決を下し、この問題の決着を図った¹⁵⁾。

III. 近現代の鳥海山信仰

古代においては、活火山として信仰の対象となり、国家の命運を大きく左右する神として崇められていた鳥海山であったが、近代以降は、山形県庄内地方・秋田県由利地方の人々から、五穀豊穣神としての信仰を集めようになる。また、両地方の沿岸部に住む漁業者にとって、この山岳は海上において自身の所在位置を把握する際の重要な目印であるとともに（ヤマアテ）、彼らに大漁や海上安全を約束する漁業神でもあった¹⁶⁾。本章では、明治の神仏分離および国家神道の成立によって、鳥海修驗の根据地であった同所宮（両所大権現）・権現堂が「國幣中社大物忌神社」となり、明治前期に現行の運営体制を確立するようになった経緯や、当時の鳥海山山中の諸相、ならびに、近代の吹浦・蕨岡の動向について述べる。そして最後に、鳥海山をめぐる信仰活動の現況を報告して、現代において鳥海山がどのような役割を果たしているかについて考察を行う。

1) 「国幣中社大物忌神社」の運営体制の確立……………

近世期には蕨岡衆徒の勢力に押されていた吹浦衆徒であったが、彼らは明治初期の神仏分離の際に時勢を察知すると、いち早く還俗し、吹浦鎮座の「大物忌神社」（前身は「両所宮」）に神職として奉仕することと、同社で「羽州一ノ宮」の称号を使用することの2点を神祇省に申請し、その許可を得た。また1871(明治4)年に、吹浦の大物忌神社は国幣中社に列せられ、鳥海山山頂の権現堂の祭祀権を獲得する。一方、江戸時代までは圧倒的な勢力を誇っていた蕨岡衆徒は、神式化で吹浦側に遅れをとったために、蕨岡鎮座の大物忌神社を「羽州一ノ宮」と称したり、権現堂の社番を行ったりすることを禁じられる。これは、蕨岡側が近世末期まで山頂支配を通して形成してきた経済的基盤のみならず、彼らの鳥海山祭祀者としてのアイデンティティを喪失させる出来事となった。蕨岡衆徒は吹浦側に移行してしまった権利を取り戻すべく、山形県や国家に請願を繰り返す。

彼らの請願活動は約10年もの長期に及んだ。その結果、この問題は、1880(同13)年8月7日に左大臣蟻仁親王が鳥海山山頂の権現堂を「本殿」、吹浦と蕨岡に鎮座するふたつの大物忌神社をその「口ノ宮」（吹浦口ノ宮・蕨岡口ノ宮）一すなわち里宮一とし、以上3社をもって「国幣中社大物忌神社」として運営すべしと通達したことで収束する。この「両口ノ宮制」と呼ばれる運営体制は、翌年から施行された。

近代の官國幣社には、例大祭時に国庫から一定の神饌幣帛料が交付された。「国幣中社大物忌神社」は吹浦と蕨岡の大物忌神社の年中行事を継承したことから、1年間で例大祭を2回執行しなければならなかった。したがって「国幣中社大物忌神社」は2社分の神饌幣帛料を必要としたが、三社連帯の神社となった同社には1社分の費用が交付されたに過ぎなかった。これを受けて「国幣中社大物忌神社」では、両口ノ宮が神饌幣帛料を隔年交代で平等に受領する制度「隔年奉幣の制」を設けた。さらに、これを受領する口ノ宮を当年の「年番」とし、そこに宮司を一年間駐在させて省庁など外部と接触させるという運営上の規約を設けた。

この複雑な運営体制は、国幣中社大物忌神社が両口ノ宮に主祭神を平等に祀らせ、なおかつ、宗教施設として同格の機能をもたせるという精神のもとに構築した日本唯一のものであり、若干の変更が加えられたものの、平成期の今日においても継承されている。

2) 近代の鳥海山山中の諸相……………

一般に、明治初期の神仏分離・修驗道廃止令によって、山岳信仰が衰退したといわれているが、近代以降においても、「国幣中社大物忌神社」では山岳を祀る宗教施設としてのアイデンティティを維持し、地域住民に鳥海山を「神の山」として印象付けてきた。その様子の一端を、1889(明治22)年に作成された絵図「大物忌神社明細見取図」（吹浦口ノ宮所蔵）から把握することができる。これは、山形県属眞田勇馬・中村検査官所持の絵図を原図として、明治前期の鳥海山山中（およそ4合目以上）の地形・地名・登拝道・拝所を詳細に描いたものである。「大物忌神社明細見取図」を復元したものが第2図にある。同図から、吹浦口・蕨岡口などの主要な登拝道沿いに、本殿や虫穴神など38もの拝所が存在していたことが確認できる。鳥海山参拝者は、本殿を目指す途中で各拝所に立ち寄り、数多の神仏に祈りを捧げていたのである。

この絵図には描かれていらないが、鳥海山山麓の重要な社のひとつである吹浦口ノ宮の境外末社丸池神社（遊佐町吹浦七曲鎮座、主祭神は田心姫命・市杵嶋姫命・高津姫命）を看過することはできない。この神社は地域住民により「丸池様」と呼ばれ、その傍らにある鳥海山の湧水を湛えた神秘的な池とともに信仰の対象とされてきた（写真4）。遊佐町には現在でも、この池の水で目を洗うと眼病が治るという信仰が伝えられているという（大西2003）。なお、「明治二十五年二月ヨリ 丸池神社講及諸用繕 講務局」（吹浦口ノ宮所蔵）によると、1892(明治25)年以降、吹浦口ノ宮周辺の崇敬者が家内安全や養蚕・農業の振興を祈願するために講組織（丸池講）を結成し、丸池神社の祭典（旧暦3月8日・7月7日）に集団で参拝するようになった。

以上述べたように、山岳信仰が衰退したとされる近代以降においても、国幣中社大物忌神社は鳥海山山中・山麓に数多の神々を祀り、山岳全体を一大聖地として機能させ続けることにより、山岳を祀る宗教施設としての精神を維持していたのである。

3) 衆徒による布教活動……………

明治期以降、修験から神道化した吹浦衆徒・蕨岡衆徒は、前者が吹浦口ノ宮の、後者が蕨岡口ノ宮の監督下に置かれることとなったが、彼らは依然として鳥海山祭祀に深く関与し続けていた。近代以降に両集団が行っていた宗教的活動の例として、口ノ宮で執行される年中行事への参与、常勤・非常勤の神職としての口ノ宮・本殿への奉仕、祭典での神樂の奉納、社殿造営の際の寄附募集活動、夏季の山先達・宿坊運営、檀家への定期的な布教活動（禮讃）などを挙げることができる。つまり、彼らは国幣中社大物忌神社の祭祀・運営全般に関する活動に従事しており、同社を根柢から支えていた存在だと言えよう。これらの活動の中でも、少なくとも近世には行われていた檀巡活動は、地域住民の鳥海山に対する信仰心を涵養し、本殿や両口ノ宮に数多の参拝者をもたらす最大の要因となっており、注目に値する。ではここで、彼らの最も重要な活動である2種類の布教活動—すなわち「御頭巡幸」と「配札」—の内容について詳しく述べることとしよう（第3図）。

①御頭巡幸：「御頭連中」と呼ばれる衆徒の集団が、新春に崇敬者世帯を訪れて獅子舞（御頭舞）を奉納する行事である。御頭連中は、吹浦・蕨岡で1団体ずつ組織され、各々6

名程度の男子からなる¹⁷⁾。御頭巡幸には大物忌神の化身とされる獅子頭（通称「御頭様」）¹⁸⁾が用いられ、御頭舞には厄除の効果があるとされる。御頭巡幸は、由利地方から最上川以北にかけての地域（南北約40km）を対象に行われてきた。平成期においても、吹浦の御頭連中は庄内・由利地方の196集落（約3,500世帯）で御頭舞を奉納しており、その実施範囲は広い¹⁹⁾。なお現在、蕨岡側の御頭連中の受け入れは、蕨岡口ノ宮の氏子（約60世帯）が行っている。

②配札：吹浦衆徒・蕨岡衆徒による神札の配布活動で、1970年代を最後に行われなくなった。昭和初期の段階で、吹浦衆徒は現在の遊佐町の範囲を中心に年2回（春・秋）、同じく蕨岡側は庄内地方一円を対象に年2～3回（春・夏・秋）、五穀豊穰祈願のための神札を農家に配っていた²⁰⁾。1929（昭和4）年当時における両集団の檀家総数は13,732世帯を数えた²¹⁾。この数字は、1929（昭和5）年における庄内地方の全世帯数の約1／4を占めるほどのものであった。

御頭巡幸や配札の際に、吹浦衆徒・蕨岡衆徒は、崇敬者に夏期に鳥海山参拝を行うよう促していた。その結果、彼らの布教活動の場となった山形県庄内地方・秋田県由利地方では鳥海山信仰が強固に浸透し、集落ごとに鳥海山参りを行う風習が定着したのである。

4) 信仰活動の現況と鳥海山の存在意義—「登拝講」に注目して……………

吹浦衆徒と蕨岡衆徒による布教活動の結果、山形県庄内地方・秋田県由利地方では集落ごとに「登拝講」が組織された。これは夏季に鳥海山参拝を行う団体で、おもに大字（町内）を単位に組織される地縁的集団である。登拝講を結成する集落では、他の宗教を信仰する世帯以外は、暗黙の了解でこれに加入する傾向にある。最近の現地調査（2000～2001年）の結果、両地方には少なくとも83の登拝講が存在することが明らかになった（第4図）。ではここで、典型的な参拝活動を行っている山形県藤島町八色木集落に焦点を当てて、その具体的な活動内容を明らかにするとともに、鳥海山がいかなる役割を果たしているかについて考察を行う。

八色木集落では年に1度、鳥海山と月山に参拝する風習があり、集落の人々はこれを「オヤママイリ」と呼ぶ²²⁾。2000年現在、同集落では、全135世帯中130世帯が登拝講に加入していることから、この活動は実質的には町内会の年中行事のひとつになっている（第5図）²³⁾。登拝講は、毎年7月の最終金曜日・土曜日の2日間のみ活動する。鳥海山と月山の参拝者（代参者）は各5名で、彼らは参拝前日の夕方（7月の最終金曜日）に八色木集落の皇太神社に集合し、同集落の神職（太夫）²⁴⁾が執行する「ヒアゲ（ヒアガリ）」の儀式に参加する²⁵⁾。ヒアゲでは、神職が產土神に代参者の道中安全を祈願する旨の祝詞を奏上する（写真5）。祈祷が済むと、来年度の代参者を決定するための籤引きが行われる（写真6）。その後、ともに山岳に参拝する隣接集落（小中島・豊栄）の代参者を交えて、翌日の交通手段・日程などを確認すると、各自帰宅となる。

翌朝、代参者は鳥海山と月山の組ごとに集合し、神職が考案した計画に基づいて参拝を開始する。鳥海山五合目と月山八合目までは自家用車を利用して登山を行う。鳥海山は約4時間、月山は約2時間の山登りを経ると、鳥海山山頂の鳥海山大物忌神社の本殿、ある

いは月山山頂の月山神社に到着する。代参者は、各神社に駐在中の神職に祈拝の執行を依頼する。祈拝の際に、彼らは集落の農家の代表として山岳の神に五穀豊穣を祈願する。そして下山前に、両神社から公民館の神棚に供える神札を1体ずつ受けておく。

その日の夕刻から、産土社では「ヒサゲ」の儀式と「サガムガエ」が行われる。これらの行事には、本年度と来年度の代参者・集落役員・神職（約15名）が参加する。ヒサゲとは、神職が両山岳への参拝を無事に終えたことを産土神に報告・感謝する旨の祝詞を奏上する儀式で、サガムガエはその直会にあたる酒宴である。サガムガエでは、代参者が参拝中の出来事を話したり、古老が昭和初期の参拝の様子について語ったりするなどして、全員で世間話に興じる。このようにして、彼らは「鳥海山に登った仲間」として強い連帯感を持ち、親密な関係を築くのである。参加者は20時頃に帰宅する。後日、神職が公民館の神棚に両山岳の神札を供えると、当年の登拝講活動はすべて終了したことになる。

八色木集落のように、山形県庄内地方・秋田県由利地方の登拝講が代参者を鳥海山まで送り出すのは何故か。その理由として、集落全体で①水田の灌漑用水を十分に確保できるよう祈願するため（水分神の信仰）、②害虫が水田に飛来してイネに害を与えないように祈願するため（虫除祈願）、③町内に災いが生じないように祈願するため（村中安全）の3点が挙げられた（筆者の現地調査による）。

以上から、現代において、鳥海山は「五穀豊穣神」や「集落の守護神」として、日本有数の穀倉地帯に住まう人々に一年間の「生きる糧」と「精神的な安らぎ」を与え、なおかつ、登拝講の活動を通して、集落内の人々の連帯感を一層高めさせているという重要な役割を果たしていると結論できよう。

おわりに

鳥海山は、古代においては、活火山として畏れ敬われ、政治的には国家の命運を左右する「恐るべき神」として認識されていたことから、朝廷は神階をあげていくことで、同神に他の神々よりも格段に厚い待遇をもって接していた。中世には神仏習合で鳥海山を祀る修験が活動し、その信仰は鎌倉幕府や南朝の有力者の間にまで広がっていた。そして近世に入ると、山麓に修験集落が成立し、登拝修行が整えられた。また、矢島藩と庄内藩が権現堂の立地で鳥海山山頂の領有権をめぐって衝突するという事態も生じた。古代から明治初頭に至るまでの間、鳥海山は、国家や政治的有力者に精神的な安らぎを与える存在である一方で、彼らが東北地方で政治勢力を拡大する際に利用すべき対象ともなった。

明治の神仏分離を契機に、鳥海山は「修験の山」から「神道の山」へと変貌したが、その神徳は「国幣中社大物忌神社（鳥海山大物忌神社）」に属した吹浦衆徒・藤岡衆徒により、從前からの修験的手法をもって布教された。この結果、鳥海山は、山形県庄内地方・秋田県由利地方において、今日に至るまで深く信仰されるようになった。現代でも、鳥海山は「五穀豊穣」や「村中安全」などの素朴な願いを叶える神として人々の精神的な拠り所となるとともに、登拝講活動を通して、地域社会における人間関係の構築・維持にとって有意義な機会を提供する、重要な存在となっているのである。

【註】

1) 同社の第2次世界大戦以前の正式名称は「国幣中社大物忌神社」で、戦後「鳥海山大物忌神社」と改称した。本稿で現代の鳥海山信仰について述べる際には、筆者が現地調査を行った2000年現在の地名を用いた。

2) 同社では、ふたつの口ノ宮をあわせて「両口ノ宮」と呼ぶ（後述）。

3) これまで鳥海山信仰については、次の研究が蓄積されている。
 ①鳥海山信仰についての通史的研究（鈴崎1952、阿部1931、岸1997、遊佐町町史編さん委員会編1977）、
 ②鳥海山を活動拠点とした修験者の儀礼に関する民俗学的研究（神田1996・1997、神田編1994・1996）、
 ③古代・中世の大物忌神信仰に焦点を当てた研究（伊藤1997、

- 新野1984)、④鳥海山の修験勢力の動向に関する研究(佐藤1977、筒井2005、戸川1977)、⑤鳥海山信仰圈に関する研究(筒井2001・2004a)。また、近年、神田より子氏らが鳥海山山麓の民俗について神田編(2006a・b)を著している。
- 4) この点に関して、加瀬(2002)は大物忌神を「(古代)の在地社会・国司・中央の信仰姿勢が並行して確認できる、貴重な史料に恵まれた神祇だ」と評価している。
- 5) 同神の神階の昇進過程については、加瀬(2002)参照。なお、鳥海山と同様に、噴火などの天変地異を発生させたために神階の昇進・官社列格がなされた山岳の神の例として、阿蘇山・開聞岳・霧島山などが挙げられる。この点については、震災予防調査会編(1973)参照。
- 6) 1870(明治3)年に発生した吹浦地区の大火のために、それ以前に作成された鳥海山信仰に関する記録の大部分は失われてしまった。
- 7) 北畠頼信は、南朝の公卿北畠親房の次男にあたる人物だとされる。
- 8) 薬師如来の体軀内面に「仏師 良覺 法口子 暦応元年三月廿五日」、および「仏師此者東福坊 千手坊 善住坊 慶長五年極月廿日」と記されていることから、これが暦応元(1338)年に作製され、1600(慶長5)年に修理されたことがわかる(遊佐町史編さん委員会編1977、35、(三)鳥海大権現本地佛)。
- 9) 以下、鳥海山を活動の拠点とした修験勢力を「鳥海修験」と記す。また、その山麓に定住した各集落の修験勢力を、たとえば「蕨岡衆徒」や「吹浦衆徒」などのように、地名を冠して識別することとした。
- 10) 1654(承応3)年に、江戸寺社奉行から庄内藩経由で、次の書状が吹浦・蕨岡衆徒に送られた。「承応三甲午三月廿日是月今度、蕨岡觀音寺並衆徒、吹浦神宮寺並衆徒、公事有之、江戸寺社御奉行御裁許御書付を以テ、御当家御取扱ニ相成、三ヶ條御書付御渡有之、左之如シ 一、蕨岡觀音寺牛王ニハ松岳山と書之、札守ニハ鳥海山と書付之事、証據有之儀間、向後も鳥海山と札守ニ可書出事 一、吹浦より參詣之道者、古來より道筋有之儀御檢使被遣御間届被成候間、向後吹浦村より參詣之道ハ蕨岡より押へ申間敷事 一、如此御扱之者上、以後互ニ和順申分仕間敷事 承応三年未三月 長谷川權左エ門 印 末松吉左エ門 印 石原平右エ門 印 宛所双方学頭名(遊佐町史編さ

ん委員会編1977、117-118、(一)吹浦と蕨岡の守札書式及び登山参拝者の事に依り争論)」

- 11) 1701(元禄14)年に蕨岡衆徒が三宝院(当山派修験本山)に提出した訴状には、「一、権現堂江夏中道者有之候時分、蕨岡より堂番之衆徒拾人斗為指登道者並先達共之仕置致候、矢島小瀧より堂番之衆徒、古来より相詰不申候事(遊佐町史編さん委員会編1977、131-135、(三)乍恐以書付御訴訟申上候)」とある。
- 12) 権現堂(本殿)を20年ごと(あるいは21年ごと)に改築する慣習は「式年造営」と呼ばれ、平成期においても行われている(近年では1997年に実施)。権現堂の落成後、そこに大物忌神を迎えるための祭典「遷座祭」が執行される。
- 13) 1701(元禄14)年8月に蕨岡衆徒が三宝院に提出した訴状の中に、「一、鳥海山権現堂造立之節者、先規より大工、木挽、鍛冶等蕨岡ニ而相集、堂切組庄内川北三組之人足を以、鳥海山荒神ケ嶽江持運立仕候事(前掲11)、133)」とある。
- 14) 三宝院の末寺で何らかの問題が生じた際に、江戸に駐在中の鳳閣寺(大和国吉野郡)が当山派惣袈裟頭としてこれを処理していた。
- 15) 鳥海山山頂の所有権をめぐる争いの経緯については、阿部(1931)参照。なお、この争いは、近世の地図表現技術を格段に進歩させたとされる、地形模型「鳥海山張抜図」(吹浦口ノ宮所蔵)を生み出す契機ともなった。詳しく述べ佐藤(1979)参照。
- 16) 鮑海郡における漁業者の鳥海山信仰については、筒井(2004b)参照。
- 17) 御頭巡中は、舞の奉納時に祝詞を唱える祭主(神職1名)、楽人(笛・鉦・太鼓が各1名)、獅子舞の舞手(2名)の6名で構成される。
- 18) 平成期の御頭巡幸の実施範囲については、筒井(2001)参照。
- 19) 吹浦衆徒・蕨岡衆徒は五穀豊穣祈願のための神札を自身で調製し、崇敬者に配布していた。たとえば蕨岡衆徒では、春に「御判(牛王)」、夏に「虫札」、秋に「御守御札」と呼ばれる神札を作製した。神札の偽造を防止するために、彼らは国幣中社大物忌神社から神社公認の印となる判を借用し、これを神札に捺印していた。筒井(2005)参照。
- 20) 檻家数を『昭和四年起 旧社関係書類』(吹浦口ノ宮所蔵)から把握した。同資料は、吹浦衆徒・蕨岡衆徒が国幣中社大物忌神社に提出した書類(禮巡活動の収益を報告し

た書類など)を綴った紙面である。

- 21) 庄内地方の大部分の登拝講では、鳥海山と月山(出羽三山)に同時に代参者を送り出す傾向がある。詳しくは筒井(2001)参照。
- 22) 登拝講に加入していない5世帯は、すべて新興宗教の信者宅である。
- 23) 山形県庄内地方では、神職のことを「太夫(太夫様)」と呼ぶ。

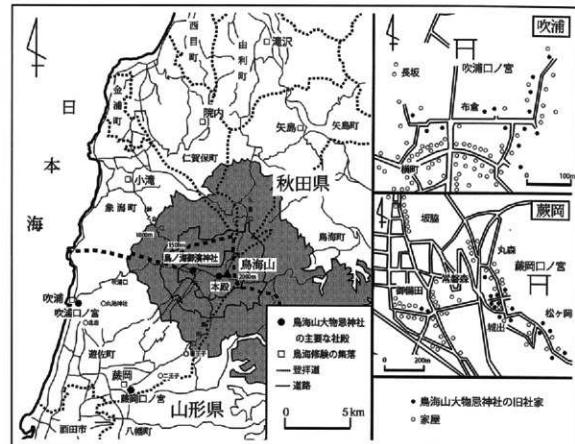
【参考文献】

- 姉崎岩藏1952『鳥海山史』矢島観光協会、282p
- 阿部正巳1931『鳥海山史』山形県、142p
- 伊藤清郎1997『靈山と信仰の世界—奥羽の民衆と信仰—』吉川弘文館、189p
- 大西賢治2003『改定あるさと講座一吹浦一』(自費出版)、249p
- 加瀬直弥2002『出羽国』岡田莊司編『古代諸国社神階の研究』岩田書院、434p、
231-235所収
- 神田より子1990「鳥海山蘇岡修験の胎内修行」「山岳修験」17、12-26
- 神田より子1997「鳥海山の修験」式年遷座記念誌刊行会編
『鳥海山—自然・歴史・文化—』鳥海山大物忌神社、219-310所収
- 神田より子編1994『蘇岡延年』遊佐町教育委員会、63p
- 神田より子編1996『吹浦田楽』遊佐町教育委員会、143p
- 神田より子編2006a『鳥海山麓 遊佐の民俗 上』遊佐町教育委員会、588p
- 神田より子編2006b『鳥海山麓 遊佐の民俗 下』遊佐町教育委員会、395p
- 岸昌一1997「鳥海山信仰史」式年遷座記念誌刊行会編
『鳥海山—自然・歴史・文化—』鳥海山大物忌神社、111-218所収
- 佐藤久治1977「鳥海山信仰と山麓修験」月光善弘編
『山岳宗教史研究叢書7 東北靈山修験道』名著出版、308-332所収
- 佐藤甚次郎1979「18世紀初頭作の鳥海山の張抜き模型と「おこし立て絵図」」地図17巻、
12-18
- 震災予防調査会編1973『大日本地震史料』思文閣、595p
- 筒井裕2001「鳥海山大物忌神社の信仰圈に関する地理学的研究」「秋大地理」48号、
1-8
- 筒井裕2004a「山岳信仰の神社における講組織の形成—国幣中社大物忌神社を事例に—」
『歴史地理学』217号、32-49
- 筒井裕2004b「明治期の山形県鮫海郡における漁業者の鳥海山信仰に関する予察—
吹浦口ノ宮の所蔵資料調査をふまえて—」『地域と環境』5号、115-128
- 筒井裕2005「昭和期における鳥海修験者の神札の調製と配布」「山形民俗」19号、1-12
- 戸川安章1977「鳥海山と修験道」月光善弘編
『山岳宗教史研究叢書7 東北靈山と修験道』名著出版、334-361所収
- 新野直吉1984「鳥海山大物忌神社」谷川健一編
『日本の神々—神社と聖地— 第十二巻 東北・北海道』白水社、227-239所収
- 遊佐町史編さん委員会編1977『遊佐町資料集 第1号』遊佐町、274p

◎第1表 古代における大物忌神に対する信仰

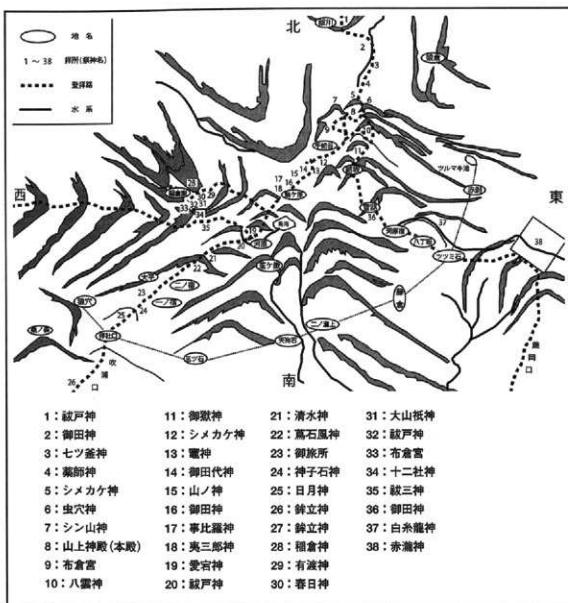
年代	出来事	典拠
814(弘仁5)年	・出羽国で、俘囚祭禦の乱が発生する。	
810~824(弘仁年間)年頃	・鳥海山山中で「火」が確認される。その後、兵乱が生じる。	三代実録
838(承和5)年6月	・出羽國從五位上勲五等の大物忌神を正五位下とする。	続日本後紀
840(承和7)年7月	・出羽國正三位下勲五等の大物忌神を從四位下とし、神封2戸を受ける。 【昇進の理由】 ①占いの結果、最近、宮中に発生した「物怪」の原因が大物忌神の祟りによるものと解釈されたため。 ②昨年8月に、道府使が南越の賊と交戦した時に大物忌神の觀聲が10日間にわたって衆間に轟き、また、多数の石鎚が落ちることがあった。これらの出来事は、勢力不足であった道府使一行を勝利させた大物忌神の神徳として認識されたため。	続日本後紀
862(貞觀4)年11月	・出羽國正四位上勲五等の大物忌神に官社を預ける。	三代実録
864(貞觀6)年2月	・出羽國正三位上勲五等の大物忌神を正四位とする。	三代実録
864(貞觀6)年11月	・出羽國正四位上勲五等の大物忌神を從三位とする。	
868(貞觀10)年4月	・出羽國から、陸海郡の月山神社・大物忌神社前に石鎚(6枚)が降ったとの報告を受ける。	三代実録
871(貞觀13)年5月	・出羽國から、4月8日に鳥海山山上に「火」を確認したと報告を受ける。 【噴火の様子】 「土石を焼き、滝頭雷のような声があった。山から流れ出る川は泥水が溢れており、その沢水は黒く、臭氣が充満し、その臭さは耐えがたいほど苦しい。死んだ魚が多く浮んでおり、それがつええ、川は露がり流れない。その中に一匹の大蛇があり長さは十丈ばかり、相違なくて流れ出でて海に入った。小舟の船で隨うるのは数日かかった。河の鎌の苗は流れ断るもののが多く、中には落った水に浮いているものもある。草木が死んで生きていかない。古事記において「しまだかつてこのような異変はなかった」といた記述などは、弘仁年中に火があるて、その後、くわもなく蛇が起きたといったことだ」と書かれてある。(新藤:1984) 【占いの結果】 鳥海山の噴火は、大物忌神に祈願しておきながら縮縛をしていないこと、そして、墓碑の骨格が山中の水を織っていることが同神を怒らせたために生じたと解釈された。	三代実録
873(貞觀15)年4月	・出羽國正三位勲五等の大物忌神を正三位とする。	三代実録
875(貞觀17)年	・出羽國から、渡島で俘囚の反乱が生じたと報告を受ける。	
878(元慶2)年7月	・出羽國正三位勲五等の大物忌神・勲三等に、正三位勲六等の月山神を勲四等・昇進させ、神封を各2戸増加する。 【昇進の理由】 ①古来より、大物忌神と月山神が戦のたびに神徳を發揮すると捉えられてきたため。 ②50年の歴史との戦闘時に雲霧が発生し、視界不良による混乱のため、官軍は敗北した。占いの結果、その原因是大物忌神の神氣が敵方にあつたため、同神の神廟を昇殿させれば、その神徳を受けることが可能になると考へられた。	三代実録
880(元慶4)年	・出羽國正三位勲三等の大物忌神を從二位とする。	三代実録
884(元慶8)年	・出羽國司、6月の荒天の夜、秋田城に石鎚(2枚)が降り、その跡先がいずれも南に向いていたと報告する。 【占いの結果】 これは兵乱・疫病を予兆するものとされ、大物忌神への布施・祭典を行つ。以後、供物を官庫入り供給するものと定まる。	三代実録
886(仁和2)年	・出羽國に姫騎誓護を命ずる。2月、陸海郡の神社周辺に石鎚が降る。 【占いの結果】 これはまた發生する兵乱に備え、誓護を強化すべきだという大物忌神の神託だと解釈される。	三代実録
899(天慶2)年	・占いで、正二位大物勲三等大物忌明神に「山焼け」ありとの結果が出る。	本朝紀

第1図 鳥海山大物忌神社の主要な社殿の位置と旧社家の分布(平成期)

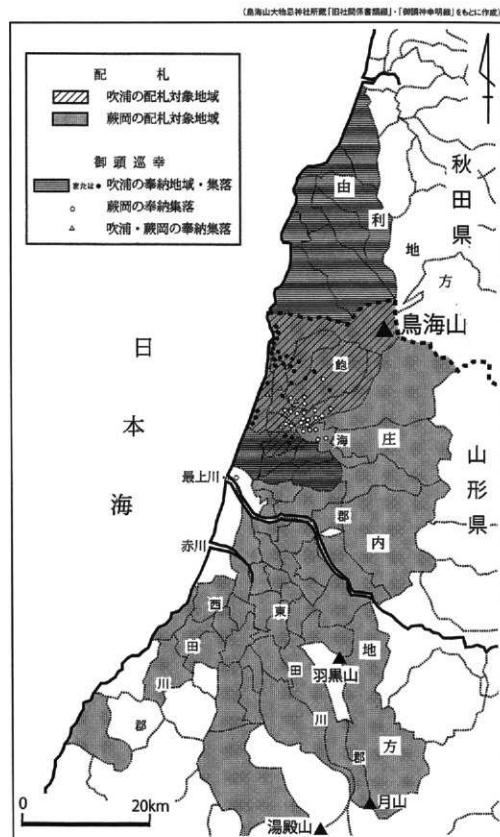


(5万分の1地図。および地図監査をもとに作成)
注：2000～2002年にかけて実施した現地調査をもとに「旧社家(東北急便・蔵内斎後)」の分布を把握した。
なお、無用の旧社家と寺社の位置については把握できなかった。

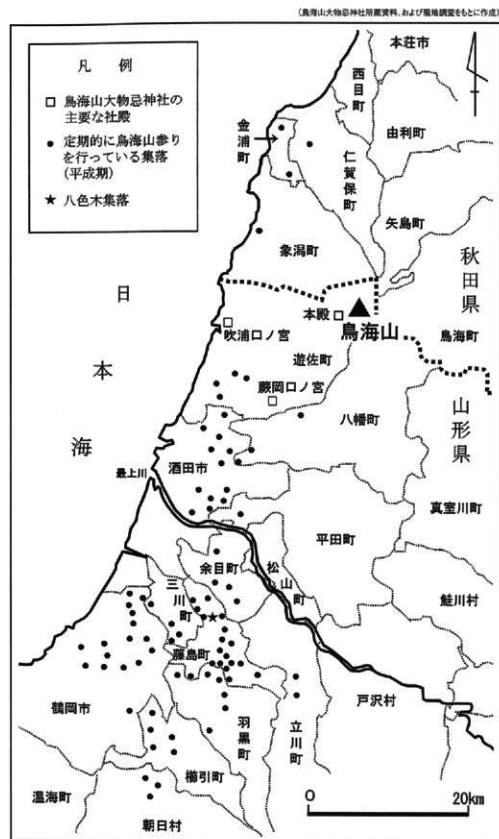
第2図 明治期における鳥海山山中の拝所



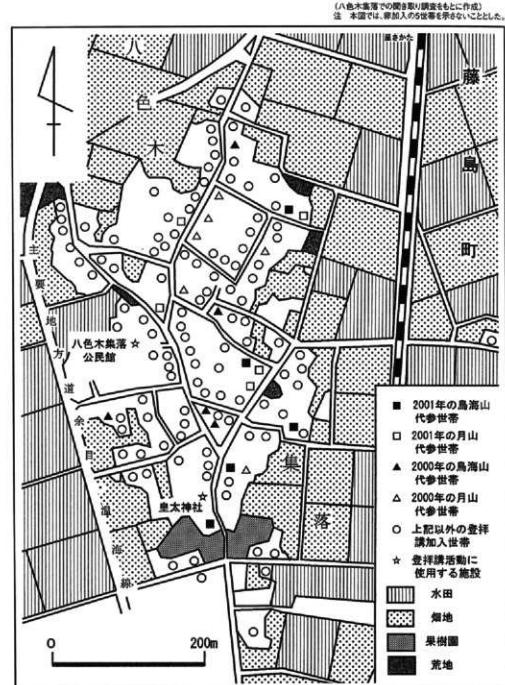
第3図 吹浦衆徒と藤岡衆徒の巡廻対象地域 (1929~1932年)



第4図 烏海山大物忌神社の登拝講の分布(2000-2001年)



第5図 山形県藤島町八色木集落における登拝講の加入世帯(2000-2001年)



写真図版



写真1 庄内地方からみた島海山（2001年）



写真2 島海山大物忌神社吹浦口ノ宮（2001年）



写真3 島海山大物忌神社吹浦口ノ宮（2007年）

写真図版



写真4 丸池（2007年）



写真5 登持講のヒアゲ行事の様子（2000年）



写真6 代参者決定用の神籠（2000年）

資料編

資料編Ⅰ 鳥海山に関する参考文献

資料編Ⅱ 鳥海山に関する史料(抄)

◎資料編Ⅰ 鳥海山に関する参考文献

- 進藤重記『出羽国大社考』1753年
- 進藤重記『出羽國風土記略』1762年（高田可恒編輯上・中・下篇、東京学芸社、昭和4年、
また、歴史図書社、昭和49年復刻）
- 安倍親任『筆漁余理』1866年（『莊内史料集』2・3、鶴岡市史編纂会、昭和52・53年復刻）
- 斎藤美澄編著『鰐海郡誌』鰐海郡役所、1923年（名著出版、1973年復刻）
- 阿部正巳『鳥海山史』『山形県史蹟名勝天然紀念物調査報告』第5輯、山形県、昭和6年
(名著出版、昭和49年復刻)
- 仰峰岩哉『鳥海山史』矢島觀光協会、昭和27年（国書刊行会、昭和58年復刻）
- 『秋田県史』資料編古代中世、秋田県、1961年
- 『秋田県史』通史編1、秋田県、1962年
- 『秋田県史』通史編2、秋田県、1964年
- 『秋田県史』通史編3、秋田県、1965年
- 大塚徳郎『式内の神々』『日本の古代』8東北、角川書店、1970年
- 池田義則『鳥海山の山岳信仰』山形県総合学術調査会『鳥海山・飛鳥総合学術調査報告書』、
昭和47年
- 菅田慶信『大物忌神社研究序説』山形県地域史研究協議会『山形県地域史研究』第8号、
1973年
- 震災予防調査会編『大日本地震史料』思文閣、1973年
- 佐藤久治『鳥海山信仰と山麓修験』月光善弘編『東北巣山と修験道』山岳宗教史研究叢書
7、名著出版、1977年
- 戸川安章『鳥海山と修験道』月光善弘編『東北巣山と修験道』山岳宗教史研究叢書7、
名著出版、1977年
- 遊佐町史編さん委員会『遊佐町史資料集』第1集、遊佐町、1977年
- 『山形県史』古代中世史料1、山形県、1977年
- 『山形県史』古代中世史料2、山形県、1979年
- 『山形県史』近世史料2、山形県、1980年
- 『山形県史』通史編1、山形県、1982年
- 五来重編『修験道史料集』1東日本篇、山岳宗教史研究叢書17、名著出版、1983年
- 新野直吉『大物忌神社の神格』『日本歴史』424、吉川弘文館1983年
- 高橋富雄『鳥海山の歴史と文化』『本庄市史研究』8、1983年
- 新野直吉『鳥海山大物忌神社』谷川健一編『日本の神々・神社と聖地』第12巻
東北・北海道、白水社、1984年
- 松本良一『鳥海山信仰史』本の会、昭和59年
- ジーポルト著・斎藤信訳『江戸参府紀行』平凡社、1967年
- 『山形県史』通史編2、山形県、1985年

- 須藤儀門『鳥海考』光印刷、昭和63年
- 須藤儀門『続鳥海考』光印刷、平成元年
- 秋田縣神社庁編『秋田縣神社名鑑』秋田縣神社庁、1991年
- 熊田亮介『奥羽の神々』『古代の日本』9東北・北海道、角川書店、1992年
- 神田より子『蒙岡延年』遊佐町教育委員会、1994年
- 神田より子『吹浦田楽』遊佐町教育委員会、1996年
- 神田より子『鳥海山蒙岡修験の胎内修行』『山岳修験』17、日本山岳修験学会、1996年
- 伊藤清部『巣山と信仰の世界—奥羽の民衆と信仰—』吉川弘文館、1997年
- 神田より子『鳥海山の修験』式年遷座記念誌刊行会編『鳥海山—自然・歴史・文化—』
- 鳥海山大物忌神社、1997年
- 岸昌一『鳥海山信仰史』式年遷座記念誌刊行会編『鳥海山—自然・歴史・文化—』
- 鳥海山大物忌神社、1997年
- 式年遷座記念誌刊行会編集『鳥海山—自然・歴史・文化—』鳥海山大物忌神社、平成9年
- 菅田慶信『出羽国』中世諸国一宮制研究会編『中世諸国一宮制の基礎的研究』岩田書院、
2000年
- 山形県神社庁五十周年記念事業実行委員会編集部編『山形県神社誌』山形県神社庁、
2000年
- 筒井裕『鳥海山大物忌神社の信仰圏に関する地理学的研究』『秋大地理』48号、
秋田大学教育文化学部地理学研究室、2001年
- 斎藤一男『日本の名山を考える』アテネ書房、2001年
- 加瀬直弥『出羽国』岡田莊司編『古代諸国神社神階制の研究』岩田書院、2002年
- 筒井裕『山岳信仰の神社における講組織の形成—国幣中社大物忌神社を事例に—』
『歴史地理学』217号、歴史地理学会、2004年
- 筒井裕『明治期の山形県巣海郡における漁業者の鳥海山信仰に関する予察—吹浦口ノ宮の
所蔵資料調査をふまえて—』『地域と環境』5号、「地域と環境」研究会、2004年
- 筒井裕『昭和期における鳥海修験者の神札の調製と配布』『山形民俗』19号、
山形県民俗研究協議会、2005年
- 神田より子『鳥海山巣・遊佐の民俗』上・下、遊佐町教育委員会、2006年

報告書抄録

ふりがな	ちょうかいざんにかんするちょうさほうこくしょ							
書名	島海山に関する調査報告書							
副書名	遺跡の試掘調査と歴史的背景に関する報告							
巻次								
シリーズ名	遊佐町文化財調査報告書							
シリーズ番号	第1集							
編著者名	大川貴弘・筒井裕・友野毅							
編集機関	山形県遊佐町教育委員会							
所在地	〒999-8301 山形県鶴岡市遊佐町遊佐字舞鶴211番地							
発行年月日	平成20年3月31日							
ふりがな 所収遺跡名	ふりがな 所在地	コード	北緯	東經	調査期間	調査面積 (m ²)	調査原因	
小倉向遺跡	山形県鶴岡市遊佐町直世字高ノ上ほか	461	2241	39度 04分 10秒	139度 54分 46秒	2007.11.14 2007.11.21	30.0	島海山雲に 隣接する縄 文遺跡群分 布調査
ふりがな 所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物	特記事項			
小倉向遺跡	集落跡	縄文時代 中期初葉～ 末葉 後期初葉 晚期初葉	柱穴・土坑・堅穴住居	縄文土器(中期初葉～ 晚期初葉) 大木8a式深鉢 土製耳飾	新潟方面より搬入された火焰土器 模様の王冠型土器頭部片が大木 8a式土器と伴出した。島海山南西 麓の縄文遺跡群の良好な構成遺跡 となることが期待される。			



A report about the Mt.Chokai

—The trial excavation survey of the site and report about the historic background—

March 2008

Yuza-machi the Board of Education, Yamagata Prefecture, Japan